

平成30年度小浜市配食サービス事業確認事項

1. 委託業務内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 配食サービスは、高齢者1人につき週1～2回とする。
- (2) 配食物の調理業務
- (3) 配食物の宅配業務および利用者負担金の集金業務
- (4) 連絡調整業務（配食スケジュールの連絡、利用者からのキャンセル等の受付及び連絡調整）
- (5) 栄養管理業務（管理栄養士による、カロリー計算された栄養バランスのとれた料理とする）

2. 調理業務

- (1) 調理については、食品衛生法等を順守し、最大限の注意を払い行うこと。
- (2) 調理時間は、できる限り配食直近とすること。
- (3) 調理内容については、特に指定しないが、生ものは除くこと。
また、利用者に合わせて、おかずの品をやわらかい物やきざみ食にして、対応すること。
- (4) 毎月の調理業務の実施状況（毎週金曜日分の夕食の写真およびメニュー内容等）を市（高齢・障がい者元気支援課）に報告すること。

3. 宅配業務

- (1) 配食物の配達については、調理後、すみやかに配達することとし、配達時間は、次のとおりとすること。
 - ・昼食の配達時間帯は、概ね午前11時～午後0時30分とする。
 - ・夕食の配達時間帯は、概ね午後4時～午後6時とする。
 - ・なお、できる限り、配達時間は利用者の希望時間に応えること。
- (2) 配達方法については、安全に留意し、適切に配達すること。また、配食物については、完全梱包とすること。
- (3) 配達曜日は、月～金曜日とする。（利用者の希望曜日に配達する）
- (4) 配達対象区域は、市内全域とする。

4. 配食物の受渡し

原則として、配食物の受渡しについては、直接本人に手渡すものとする。配達先が不在で、連絡も受けてない場合においては、配食物は玄関先等に放置せず、そのまま持ち帰ること。

5. 利用者負担金の集金業務

利用者負担金の集金業務は、次のとおりとする。

- (1) 各月末に、受託業者は、各月の利用者ごとの配食物の数量および利用者負担金の額を計算する。
- (2) 翌月に各利用者にそれぞれの利用者負担金の月額およびその明細を通知するとともに、市（高齢・障がい者元気支援課）に実施状況報告書を提出する。
- (3) 翌月に各利用者から利用者負担金を集金し、領収書を交付する。
- (4) 翌月に各月の集金の明細書を付けて各月分の集金した利用者負担金を本人に代わって市（出納機関）に納入する。

6. 連絡調整業務

受託業者は、配食サービス利用者の配食日程時間の調整、事前連絡、配食日程の変更、キャンセル等による連絡調整を行う。なお、受託業者は、翌月分の配食サービスの計画表を作成し、利用者に事前に配付するとともに、市（高齢・障がい者元気支援課）に提出するものとする。

7. 委託料の単価には、人件費、材料費、燃料費、事務費等をすべて含む。

8. 賠償責任

受託業者は、配食物の調理および配達に対して、全責任を負わなければならない。万が一にも委託業者の過失による賠償責任が生じた場合は、市は一切の責任を負わない。

9. その他

契約書および本書に定めのない事項または契約書および本書に関し疑義が生じたときは、市と受託業者が協議し、解決するものとする。